

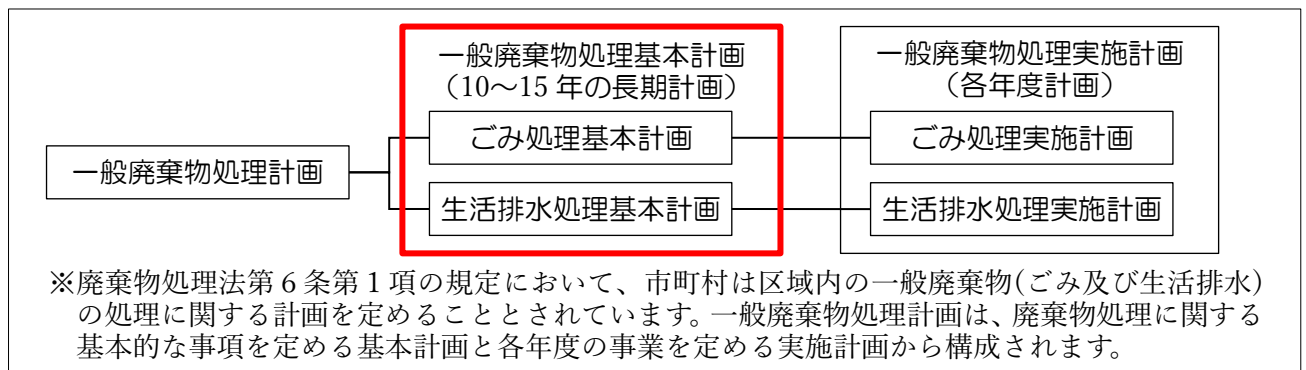
岐阜市一般廃棄物処理基本計画の概要

1 一般廃棄物処理基本計画の背景と趣旨

今日、環境保全は人々の生活において重大な課題となっています。国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指した施策を推進してきました。そして、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」を推進していくことが定められました。

このような状況の中、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に対応しつつ、「循環型社会の実現」に向けて、さらなる廃棄物の減量化・資源化等の施策を行うなど、一般廃棄物の安定的・継続的な適正処理を実施するため、「岐阜市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を目指します。

なお、本計画は、一般廃棄物処理行政における基本方針や具体的な施策を示す本市の廃棄物処理に関する最上位計画であり、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」から構成されます。



2 計画期間と目標年度

本計画の計画期間は、初年度を令和8年度とし、計画目標年度は令和17年度とします。また、令和12年度を中間目標年度とし、概ね5年ごとに見直すことを基本とします。

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
計画期間	計画策定	基本計画				中間目標年度 ／計画見直し	計画(後期)				目標年度 ／次期計画策定	次期計画

■計画の構成

- 第1章 一般廃棄物処理基本計画の背景と趣旨
- 第2章 地域特性（岐阜市の概要、上位計画）

ごみ処理基本計画

- 第3章 ごみ処理の現状及び課題
- 第4章 ごみ処理基本計画
 - ごみ排出量及び処理量の予測
 - ごみ処理の目標
 - ごみ排出量及び処理量の目標
 - 排出抑制・分別、適正処理に係る方策

生活排水処理基本計画（生活排水対策推進計画）

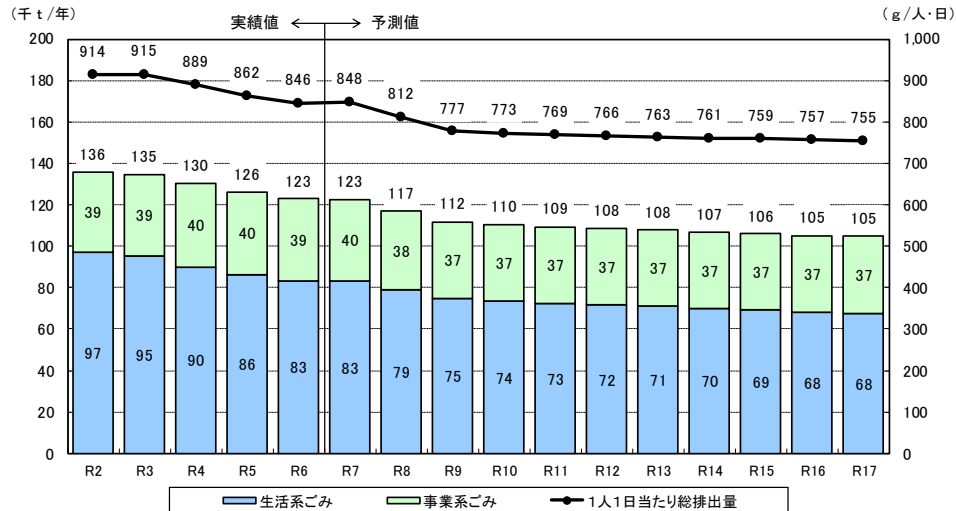
- 第5章 生活排水処理の現状及び課題
- 第6章 生活排水処理基本計画
 - 生活排水処理形態別人口・計画処理量の予測
 - 生活排水の目標
 - 排出抑制、適正処理に係る方策

ごみ処理基本計画

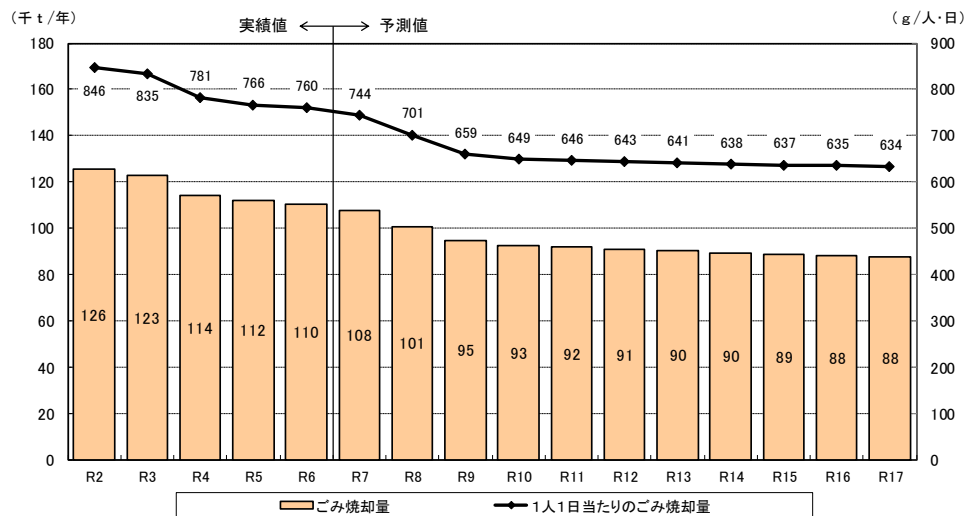
1 ごみ総排出量及び処理量の予測

ごみ処理有料化及び家庭系剪定枝の資源化（R8. 10）、プラスチック類の資源化（R10 年度）を実施した場合のごみ総排出量、焼却量及び最終処分量の将来予測は次のとおりです。

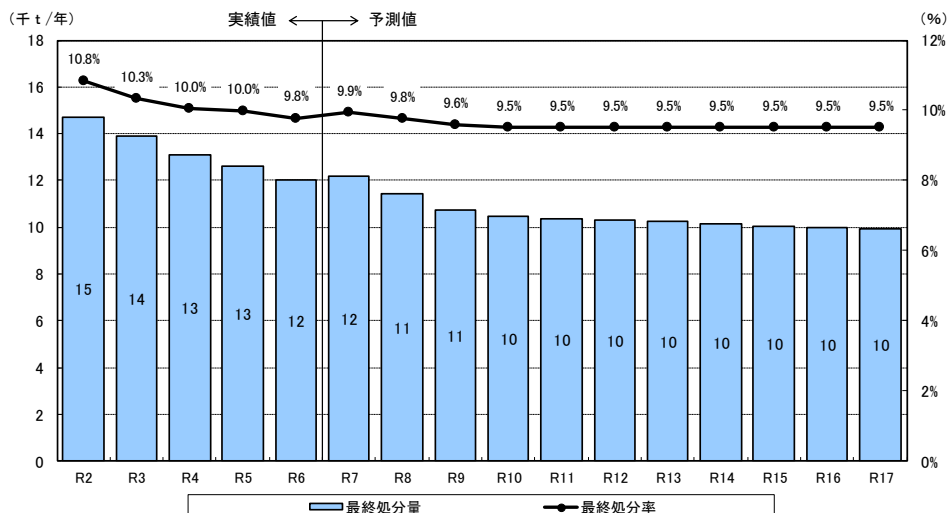
■ごみ総排出量及び1人1日当たり総排出量の予測（ごみ処理有料化制度を導入した場合）



■ごみ焼却量及び1人1日当たりのごみ焼却量の予測（ごみ処理有料化制度を導入した場合）



■最終処分量及び最終処分率（ごみ処理有料化制度を導入した場合）



2 ごみ処理の目標

(1) 前計画目標値の達成状況

「ごみ総排出量」、「1人1日当たりのごみ排出量」「集団回収等と資源ごみを除く1人1日当たりの生活系ごみ排出量※1」、「事業系ごみ排出量」及び「最終処分量」は、目標年度である令和7年度には目標達成可能であると予測されます。一方で、「再生利用率※2」は目標に届かないことが予測されます。

今後は、これまでの施策の見直しを図るとともに、新たな施策を実施する必要があります。

項 目		前計画	実績値からの予測		
		令和7年度	令和7年度		
		目標値	予測値	差	達成
排出量	ごみ総排出量	132,000 t	122,667 t	-9,333 t	○
	1人1日当たりのごみ排出量	904 g/人・日	848 g/人・日	-56 g	○
	集団回収等と資源ごみを除く 1人1日当たりの生活系ごみ排出量※1	480 g/人・日	476 g/人・日	-4 g	○
	事業系ごみ排出量	40,000t	39,699t	-301t	○
資源化の目標 再生利用率※2（民間回収量を含む）		22%	21.2%	-0.8P	×
最終処分の目標 最終処分量		12,700 t	12,184 t	-516 t	○

※1 前計画では、家庭系ごみを国と同様に「生活系ごみから資源ごみ及び集団回収量等を除くもの（都市美化ごみを含む）」と定義し、「（集団回収等と資源ごみを除く）1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標としている。本計画では、本市の実情に合わせ家庭系ごみを「生活系ごみから都市美化ごみ、集団回収等を除くもの」と定義していることから、項目名を前計画における家庭系ごみと同義である「集団回収と資源ごみを除く生活系ごみ」に変更する。なお、双方は同じ排出量を指す。

※2 前計画ではリサイクル率（総資源化量÷ごみ総排出量）を目標としているが、国の一般廃棄物処理実態調査におけるリサイクル率（総資源化量÷ごみ処理量）と混同を避けるため、県目標と同様の項目名である「再生利用率」に変更する。

(2) ごみ処理の目標値

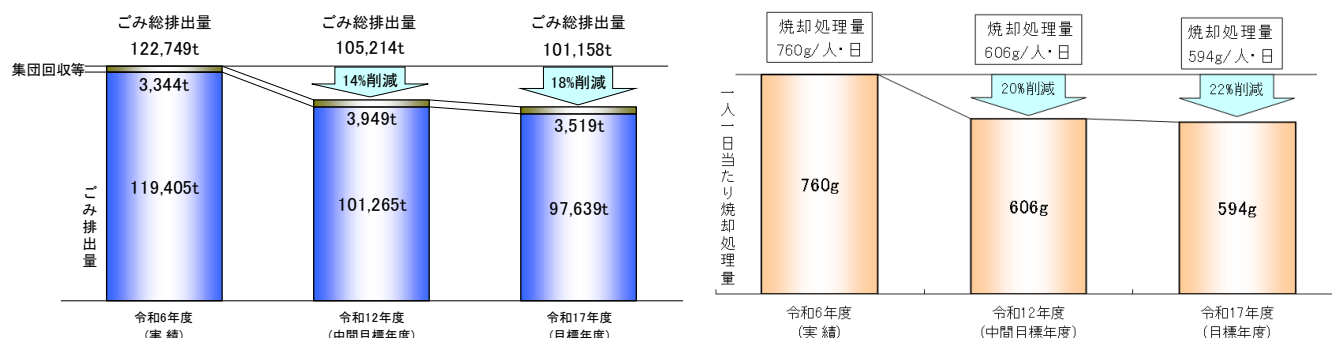
これまでの目標項目を継続しつつ、国及び県の目標値を考慮し、1人1日当たりのごみ焼却量を目標項目に追加するとともに、新たな数値目標を定めます。

項 目	現状	中間目標	計画目標
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
ごみ総排出量	123 千 t	105 千 t	101 千 t
1人1日当たりのごみ排出量	846 g/人・日	744 g/人・日	729 g/人・日
事業系ごみ排出量	39 千 t	37 千 t	36 千 t
集団回収等と資源ごみを除く 1人1日当たりの生活系ごみ排出量	480 g/人・日	361 g/人・日	346 g/人・日
1人1日当たりのごみ焼却量【新規】	760 g/人・日	606 g/人・日	594 g/人・日
再生利用率 ※（ ）は民間回収量を含まない再生利用率	18.9%（12.4%）	28.7%（19.7%）	29.1%（19.8%）
最終処分量	12.0 千 t	9.7 千 t	9.3 千 t

【参考】国及び県の目標値

国の設定した目標値（令和12年度）	岐阜県が設定予定の目標値（令和12年度）
- 令和4年度に対し、年間ごみ総排出量を約9%削減 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約478g/人・日 ※本市における「集団回収等と資源ごみを除く1人1日当たりの生活系ごみ排出量」と同義 1人1日当たりごみ焼却量を約580g/人・日 ※中間処理後の可燃物を含む焼却処理量で換算すると606g/人・日 - 一般廃棄物の出口側循環利用率を約26% - 令和4年度に対し、最終処分量を約5%削減	- ごみ総排出量を48千トン 1人1日当たりのごみ焼却量を約600g - 民間回収を含む再生利用率を26% - 県全体の最終処分量を37千トン ※県は、R7年度中に目標値を見直し（予定）

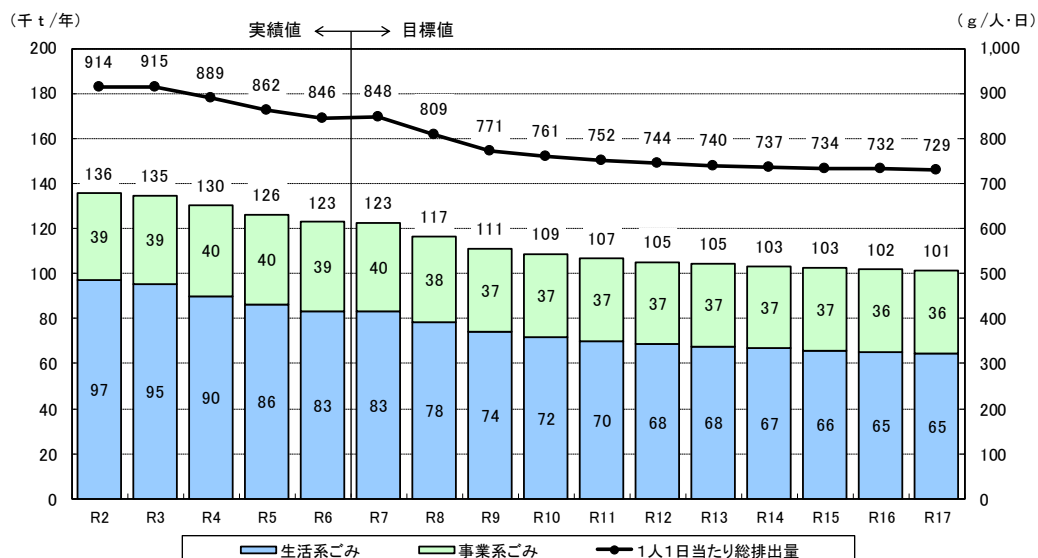
ごみ処理有料化制度の導入によるごみ排出量の削減に加え、意識啓発等の排出抑制や生ごみ自家減量の推進の外、剪定枝の資源化やプラスチック製品の再商品化等の新たな資源化手法の実施、紙ごみの分別排出の促進、民間事業者を含めた資源物回収の促進等を実施することで、目標の達成を目指します。



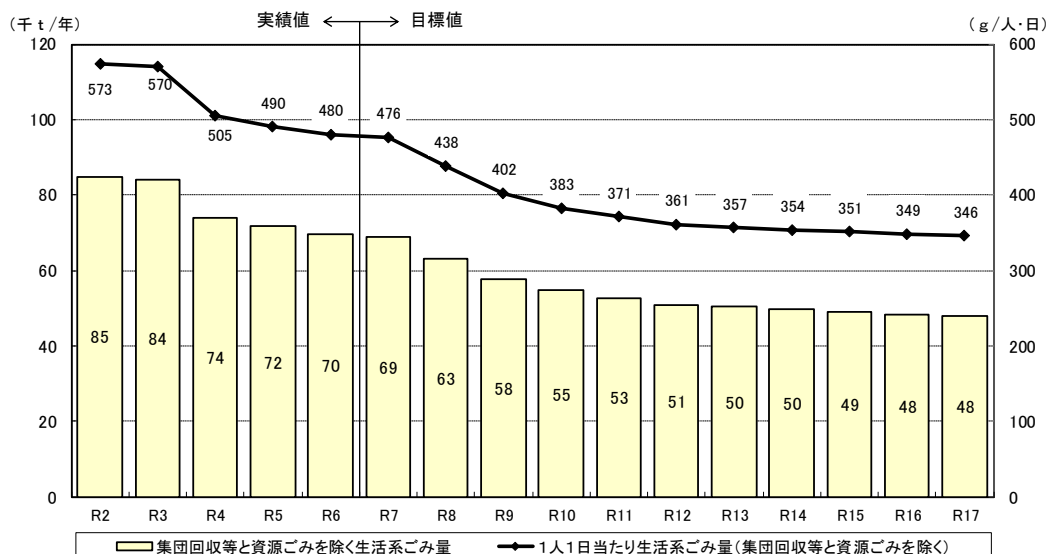
ごみ排出量、焼却量の削減目標

3 ごみ排出量及び処理量の目標

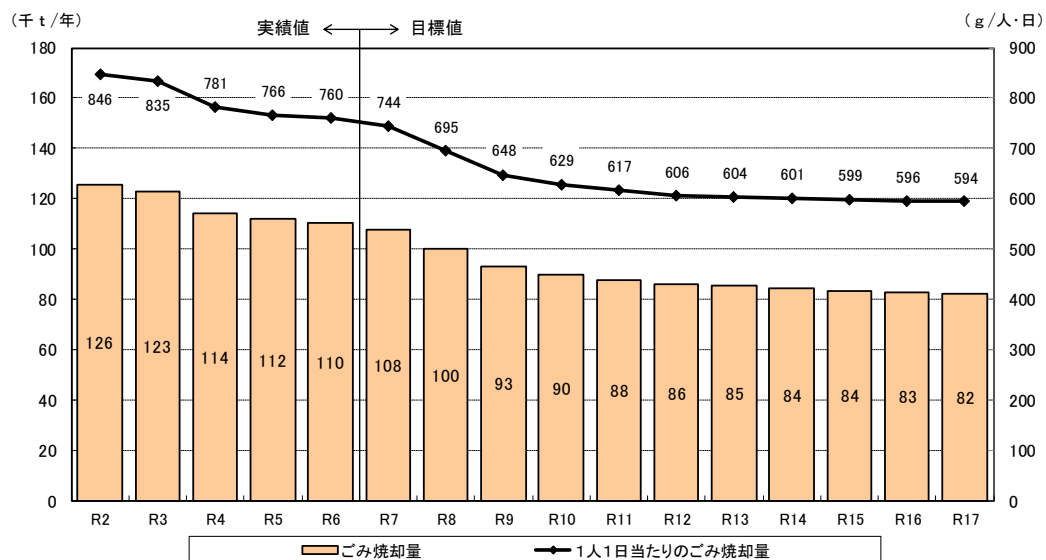
■ごみ総排出量及び1人1日当たり総排出量（目標）



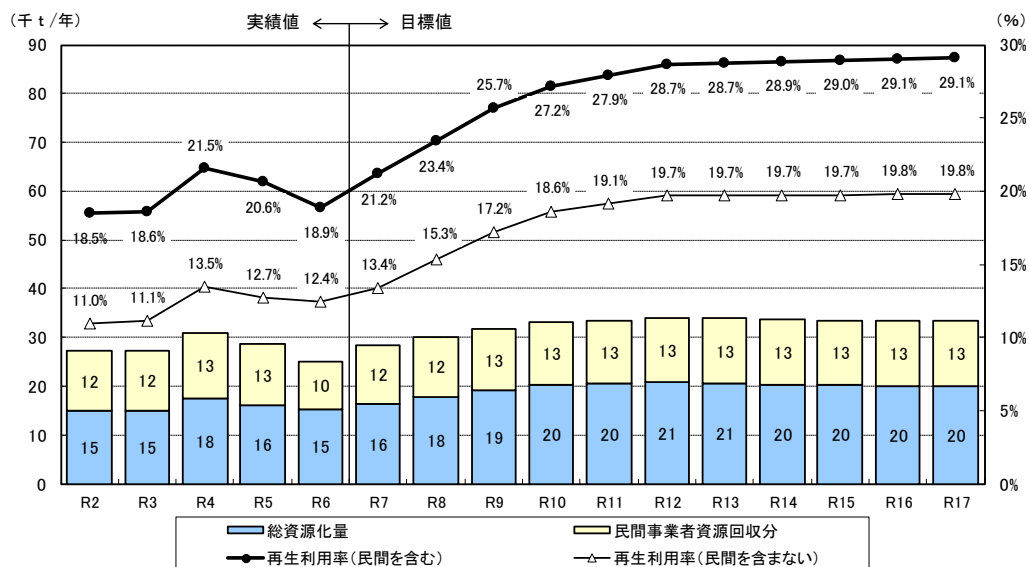
■集団回収等と資源ごみを除く生活系ごみ量及び1人1日当たりの生活系ごみ量（目標）



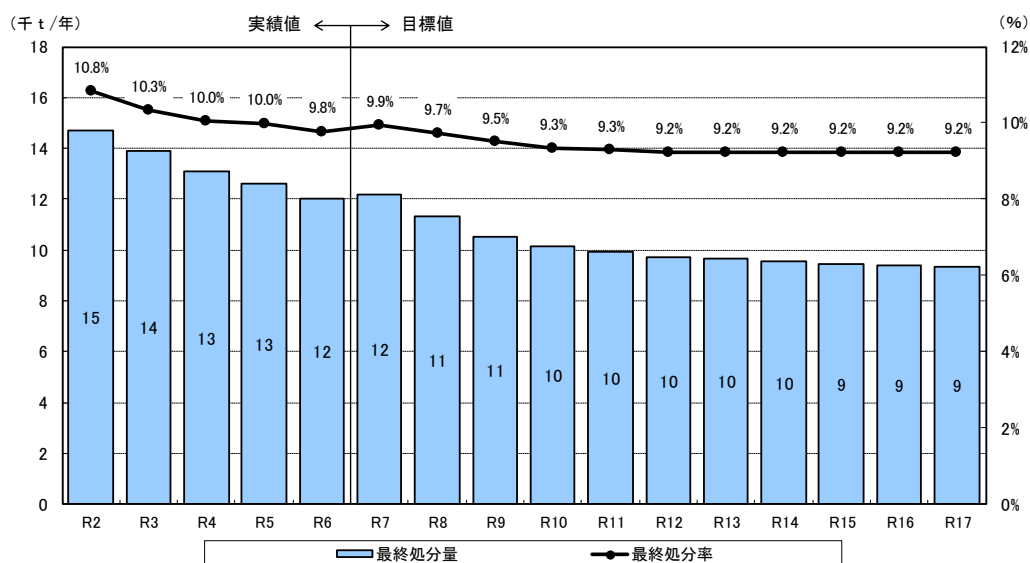
■ごみ焼却量及び1人1日当たりのごみ焼却量（目標）



■総資源化量及び再生利用率（目標）



■最終処分量及び最終処分率（目標）



4 排出抑制・資源化、適正処理に係る方策

(1) 排出抑制のための主な施策

ごみ処理有料化制度の導入	令和8年10月から、ごみ処理有料化制度を導入し、ごみの排出抑制及び資源化を推進
生ごみ自家減量の推進	電気式生ごみ処理機や非電気式生ごみ処理容器の購入補助により、生活様式に合わせた生ごみの自家減量など、生ごみの排出抑制を推進

(2) 資源化（分別促進）のための主な施策

剪定枝等の資源化	令和8年10月から、一般家庭から出る剪定枝及び枝に付いた葉の資源化を実施
プラスチック類の資源化	令和10年度末までに、プラスチック類（プラスチック製容器包装及びプラスチック製品）の分別収集・資源化を実施
新たな資源化手法の調査研究	使用済み紙おむつの再商品化や落ち葉や刈り草、草花の資源化について調査研究
資源分別回収事業のさらなる推進	自治会等による資源分別回収事業について、資源物の回収方法や回収品目等の見直しを随時行う

(3) 適正処理に係る主な施策

東部クリーンセンターの延命化	東部クリーンセンターの長寿命化総合計画の策定や基幹的設備改良工事等を行い、施設整備を推進
最終処分の方法（焼却残渣の資源化）	焼却残渣の一部を溶解し、建設資材へ資源化する取組を推進
リチウムイオン電池の適正処理	国の方針や他自治体の事例も参考に、適切なりチウムイオン電池の処理体制を構築

生活排水処理基本計画（生活排水対策推進計画）

※本計画は、水質汚濁防止法第14条の9に基づく生活排水対策推進計画を盛り込む計画とします。

1 生活排水の目標値

(1) 現計画目標値の達成状況

目標として設定していた目標値 89.6%には 1.6 ポイント届かないことが予測されます。目標達成のためには、引き続き生活排水処理率の向上に向けた施策の継続が必要です。

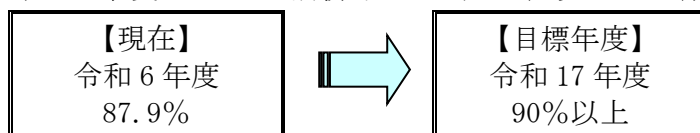
項目	現計画	実績値からの予測		
	令和7年度	令和7年度		
	中間目標値	予測値	差	達成
生活排水処理率※	89.6%	88.0%	-1.6P	×

※公共下水道や合併処理浄化槽等のし尿と生活雑排水を処理できる生活排水処理施設による処理率

(2) 生活排水処理の目標値

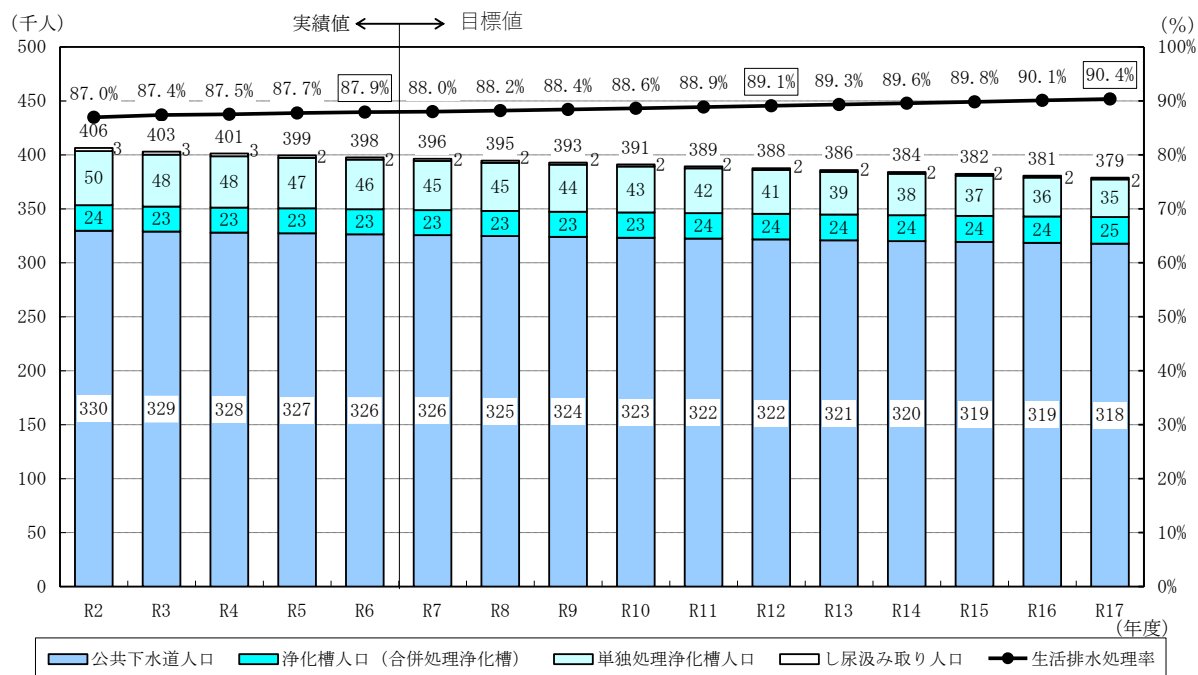
公共下水道の整備及び合併処理浄化槽への切替により、計画目標年度である令和17年度までに生活排水処理率を90%以上にすることを目指します。

■ 令和17年度までに生活排水処理率90%以上を達成します。

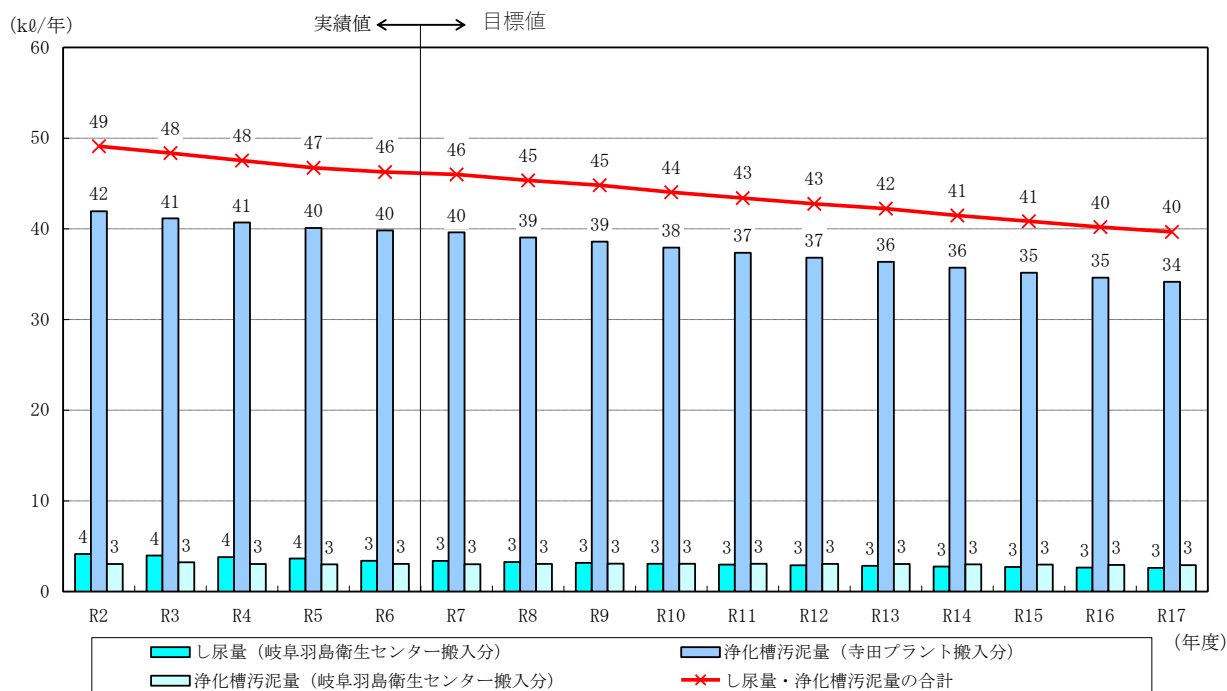


2 生活排水処理形態別人口、計画処理量の目標

■生活排水処理形態別人口



■し尿・浄化槽汚泥計画処理量



3 排出抑制、適正処理計画

（１）目標達成のための主な施策

公共下水道普及促進	継続的な戸別訪問に加え、助成制度を活用することにより、下水道利用者数を増加させ、生活排水処理率の向上を図る
合併処理浄化槽普及促進	- 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに対する補助金の交付などの支援の充実を図る、 - 戸別訪問や広報紙、市のホームページによる普及活動を実施